

令和7年第2回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和7年2月26日(水)
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 502会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 小野 聡子
委員 高田 彩 委員 大井 知教
委員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 柴田 光起
理事兼学校教育監 石田 隆幸
生涯学習課長 松田 直樹
文化財課長 武田 健市
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程
 - 日程第1 前回議事録の承認について
 - 日程第2 議事録署名委員の指名について
 - 日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
 - 日程第4 議 事
 - (1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和6年度多賀
報告第3号 城市一般会計補正予算(第8号)に対する意
見)
 - (2) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和7年度多賀
報告第4号 城市一般会計予算に対する意見)
 - (3) 議案第4号 令和7年度多賀城市教育委員基本方針及び
教育重点目標について
 - (4) 議案第5号 令和6年度多賀城市教育功績者等表彰(追
加)について
 - 日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和7年第1回定例会及び令和7年第2回臨時会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。高田委員。

高田委員

第1回定例会議事録18ページの「先生にストレス・プレッシャーを与えない」とありますが、「ストレス・プレッシャー」だと一つの言葉に間違えそうなので、「ストレスやプレッシャー」の方がいいかと思えます。

教育長

そのように修正をお願いします。他にございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、高田委員、大井委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程第3 諸般の報告について － 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

令和7年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

始めに教育総務課関係です。

1月29日、「令和6年度第1回総合教育会議」が開催され、教育長及び教育委員が出席しました。

2月3日から3月5日まで31日間の会期日程で、「令和7年第1回多賀城市議会定例会」が開催されています。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします、「令和6年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）」及び「令和7年度多賀城市一般会計予算」について、本会議及び予算特別委員会で審議されています。

一般質問は、2月13日及び14日に行われ、教育委員会関係は4名から4件の質問が通告されました。回答要旨は別紙のとおりです。

2月4日、「二市三町教育長会議」が塩竈市役所で開催され、教育長が出席しました。

2月6日、「令和6年度多賀城市教育功績者等表彰式」を市役所で開催し、個人44名と5団体の方々に表彰状を授与しました。

2月12日、第2回教育委員会臨時会を開催し、「県費負担教職員の任免等の内申」について、原案の通り可決しました。

続いて生涯学習課関係です。

1月25日、生涯学習100年構想実践員会主催の「第20回ゆめ大会」が文化センターで開催され、市内小中学校の代表者が「未来のゆめ」について発表しました。

2月6日、青少年健全育成多賀城市民会議主催の「令和6年度多賀城市青少年善行者表彰式」が市役所で開催され、個人8名の方々に表彰状が授与されました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから4ページまで

のとおりです。

最後に文化財課関係です。

1月25日から2月15日まで、現代によみがえる多賀城南門をテーマに「歴史講座」（全4回）を開催し、延べ110人が参加しました。

令和7年2月26日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和6年度多賀城市一般会計補 報告第3号 正予算（第8号）に対する意見）

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第3号「臨時代理の報告について（令和6年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。教育部長。

教育部長

臨時代理事務報告第3号についてご説明いたします。

7ページをお願いします。

令和7年1月23日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から第1回市議会定例会に提出する令和6年度一般会計補正予算（第8号）の作成にあたり、意見を求められ、臨時により回答したものについて、報告をするものです。

左側6ページの臨時代理書をご覧ください。これは、令和6年度一般会計補正予算（第8号）について、異議がない旨を回答しております。

別冊の臨時代理事務報告第3号関係資料 「一般会計補正予算書」の1ページをお願いいたします。

第1条ですが、補正予算総額は教育委員会に係る分を含め、歳入歳出予算それ

ぞれ2億9,409万3千円を減額し、総額366億9,185万1千円とするものです。

次のページをお願いします。歳入補正予算の内訳を示したのですが、右側のページの歳入合計額2億9,409万3千円の減額のうち、教育委員会においては、左側2ページに記載があります、15款国庫支出金で増額、16款県支出金、17款財産収入及び22款市債で、それぞれ減額となっております。

次のページをお願いします。こちらは、歳出補正予算の内訳です。太枠で囲まれたのが、教育費の歳出補正額で、4億2,934万4千円の減額の予算計上となっております。組織名で申し上げますと、教育総務課、生涯学習課及び文化財課の全部署での予算計上となっております。

それでは、詳細の中身についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正についてです。

これは、市の会計予算は、単年度主義となっていることから、当該年度で予算計上し、執行予定となっていた事業について、翌年度に繰り越す必要が生じた場合は、予め市議会にこれを説明し承認得ることとなっているものです。

太枠10款教育費の一段目、学校環境整備事業小学校の1,200万円の繰越は、「多賀城東小学校」及び「城南小学校」のエアコン設置工事について、学校の授業に影響が出ないよう春休み期間での作業を必要とすることから、繰越するものです。工事の完了は令和7年6月末を予定しております。

二段目の学校環境整備事業山王小学校の5億2,743万円の繰越は、山王小学校校舎東側の長寿命化改良工事において、学校との協議の結果、使用している教室に近い場所の解体作業を放課後など限られた時間で実施する必要があり、解体工事に時間を要したことから繰越するものです。工事の完了は令和7年6月末を予定しております。学校への影響が懸念されると思いますが、学校とは事前協議済で、授業等へ支障はありません。

3段目の学校環境整備事業中学校の1,200万円の繰越は、第二中学校と、今回新たに予算計上いたしました東豊中学校のエアコン設置について、学校の授業に影響が出ないよう春休み期間での作業を必要とすることから、繰越するものです。いずれも工事の完了は令和7年6月末を予定しております。

次の段の特別施設多賀城跡復元整備事業の1,276万8千円の繰越は、①ガイダンス施設へのインターネットルーター等設置業務、案内看板等設置工事、②多賀城南門等の復元整備に伴う記録映像制作業務等で、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。①については、ガイダンス施設の実装業務との調整に時間を

要しているものです。事業の完了を令和7年4月末を予定しております。②の記録映像制作業務等については、ガイダンス施設オープンも含めた南門地区公開後の状況も記録することから、事業の完了を令和7年9月末を予定しております。

次に、特別施設多賀城跡附寺跡公有化事業の3,653万6千円の繰越は、地権者との調整や相続登記の関係等により完了時期に遅れが生じたため、令和7年9月30日まで繰り越すものです。

最後に、学校給食センター運営事業の2,670万4千円の繰越は、今回の補正予算計上に係るもので、センター厨房の空調設備工事に関して、受注生産となる設備機器の納入に時間を要すること、学校給食の調理を要しない学校の長期休業期間に実施する都合上、繰越するものです。事業の完了は、令和7年9月末を予定しております。

右側7ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正についてです。市の会計予算は、先ほどご説明いたしましたとおり、単年度主義となっており、複数年にまたがる事業や、翌年度事業に関する事務について、前年度に契約手続きを要するものについては、債務負担額を設定し市議会に説明し承認を得る必要があるものです。

それでは、太枠で囲われました内容についてご説明いたします。

はじめにガイダンス施設維持管理業務委託ですが、これは、ガイダンス施設の運営管理を業務委託するもので、期間を令和7年度から令和9年度までの3か年で、限度額を6,348万円とする債務負担を設定するものです。

続いて、単年度契約事務に係る各種業務委託等で7億4,715万7千円とありますが、このうち、18万1千円を、ガイダンス施設関係で設定しております。内容は、「観光情報システムの保守点検に要する費用」「ガイダンスに電気を供給するための高圧受電設備の法定点検に要する費用」で、当該委託業務に係る限度額を設定するものです。

それでは、24・25ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

25ページ中段、学校教育支援事業〔小学校〕で699万8千円の減額です。これは、医療的ケア児に係る看護師派遣業務委託料の精査により減額です。

「学校環境整備事業〔山王小学校〕」で、4億1,719万5千円の減額です。これは、山王小学校校舎東側の長寿命化改良工事で、入札結果や工事の進捗状況を踏まえ工事費を精査したことに伴う減額です。

続いて、「学校ICT整備事業〔小学校〕」で770万円の増額です。これは、タブレット端末の修繕台数が当初の見込みより増加したことに伴う増額です。

続いて、学校環境整備事業〔中学校〕で600万円の増額です。これは、繰越で

もご説明した東豊中学校で、普通教室が1教室増になることから、エアコンを設置するための費用を計上するものです。

次のページをお願いします。右側上段の「学校 ICT 整備事業 [中学校]」で178万5千円の増額です。これは、小学校と同様にタブレット端末の修繕台数が当初の見込みより増加したことに伴うものです。

全国万葉故地サミット交流事業の11万円の減額は、事業費確定に伴うものです。なお、当該事業は、万葉ゆかりの自治体が連携と交流を深めることにより、万葉の魅力を広く発信するもので、今年度は福井県越前市で11月16日に開催されました。

続いて、令和の万葉大茶会交流事業は、事業費確定に伴い11万1千円の減額です。この事業は、万葉集に詠まれた日本の美しい自然を将来に残そうという主旨で万葉集を編纂したとされる大伴家持ゆかりの地で開催されているもので、今年度は創建1300年を迎えた本市で10月12日に万葉まつりと合同で開催されたものです。

続いて、特別史跡多賀城跡復元整備事業の1,744万6千円の減額は、特別史跡多賀城南門等復元工事費が確定したことに伴うものです。

続いて、特別史跡多賀城跡附寺跡公有化事業については、事業内容が確定に伴い、内容変更を行うものです。

なお、22節の返還金は、国県への返還金で、令和5年度の公有化事業で交付された補助金に係る返還を本年度に交付された補助金の中で清算するものです。

続いて、出土品等整理保存事業の114万円の減額は、昨年度出土した中世の金属製品の劣化が著しく、急ぎ保存処理の必要が生じたため、本年度、保存処理を計画していた金属製品に変えて処理を行った結果、残額が生じたものです。

続いて、埋蔵文化財調査事業については、国補助金の額が確定したことに伴い、不足する財源を一般財源で充てる財源組み換えを行うものです。

次のページをお願いします。右側中段の栄養指導事業は、60万3千円の減額です。これは、印刷製本費の契約額の確定に伴うものです。

学校給食センター運営事業で2,670万4千円の増額です。これは、繰越でも触れました令和7年度事業として予定しておりました空調設備更新工事について、文部科学省からの通知により令和6年度事業として実施することが可能となったことから、当該工事に要する経費を計上するものです。

続いて、学校給食調理事業で1,708万9千円の減額です。

一般廃棄物処理業務委託料は、事業費の精査によるものです。

その下の、食材発注業務委託料は、各学校における給食提供回数の実績見込み

に合わせて減額するものです。当初予算では提供が上限183回で計上していましたが、学級閉鎖等で下回った実績を踏まえたものとなります。

負担金、補助および交付金の、掛かり増し負担金の162万3千円の増額は、給食に使用する玄米の価格が宮城県米飯学校給食普及拡大推進委員会で決定した上限価格を超えたときに、その超過分を市町村と宮城県、JA宮城の3者で負担する制度となっており、実施要領に基づく本市の負担分を増額するものです。

歳出予算については、以上となります。最後に歳入予算について説明いたします。12・13ページをお願いします。

13ページ上段の学校施設環境改善交付金で1,472万7千円を増額です。これは、山王小学校長寿命化改良工事に係る建設補助単価が、増額改定されたことに伴うものです。

教育支援体制整備事業費補助金で234万3千円を減額です。

これは、医療的ケア児に係る看護師派遣業務委託料の精査に伴うものです。

続いて、史跡等購入補助金で28万8千円の減額です。これは、令和5年度事業公有化事業で交付された補助金の返還に伴うものです。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で、605万9千円を減額です。これは、文化庁の補助金の額の確定に伴うものです。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で、511万3千円を減額です。これは、文化庁の補助金の額の確定や出土品の保存計画に変更が生じたことによるものです。

次のページをお願いします。

続いて、学校施設環境改善交付金で745万1千円を増額です。これは、センター厨房室内の空調設備の更新事業について国庫補助の採択を受けたことによるものです。補助率は、対象事業費の3分の1となります。

次のページをお願いします。

17ページ下段の、史跡等購入費補助金で1万5千円の減額です。これは、令和5年度事業公有化事業で交付された補助金の返還に伴うものです。

次のページをお願いします。

物品売り払い収入で、1,623万6千円の減額です。これは、先ほども申し上げた年度末までの給食提供数の実績見込みに合わせて、小中学校それぞれ減額するものです。

次のページをお願いします。

右側のページ下段、小学校債で、3億4,130万円の減額、次のページをお願いします。文化財整備活用事業債で、440万円の減額、続いて学校給食センター

整備事業債で、1,480万円の増額です。これは、各種事業の事業費増減に伴い補正するものです。

以上で、臨時代理事務報告第3号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。大井委員。

大井委員

学校 ICT 整備事業で、タブレットの修繕料が小学校770万円、中学校178万5千円の増額ということですか。

次長

当初見込んでいた修理台数では予算が不足することから補正予算を計上しました。

大井委員

タブレット修理の割合はどれくらいですか。修理台数が増えた理由は、乱暴に扱うからなのですか。

次長

だいたい、全台数の5%の修理率となっています。令和4年度にタブレットを導入しましたが、年々修理台数は増加しています。一つの要因としては使用頻度が向上し、家庭に持ち帰り使用することが増え、端末の開け閉め回数が増えたため、モニターとキーボードを接続するヒンジと呼ばれる箇所が破損し、修理することになります。丁寧に扱うように改めて学校を通じて、生徒児童に指導をしていくよう依頼する予定です。

教育長

扱い方がわかるように、マニュアル配布の方がいいかもしれません。端末をたたむときに、鉛筆等を挟んでしまい、そのまま閉じて破損するケースも見受けられます。大切に扱うよう話をしていく必要があります。

大井委員

わかりました。次に学校教育支援事業の看護師派遣業務委託料についてです

が、予算額は1億円ですか。

次長

今年度から始めた事業で、どのくらいの額で委託できるか不明だったので、当初1億円で計上していましたが、入札結果、見込みより大幅に低廉な額となったので、今回690万円の減額補正をいたしました。

大井委員

わかりました。

教育長

ほかに、ありますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第3号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第3号について、承認いたします。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和7年度多賀城市一般会計予算に対する意見）

教育長

つぎに、臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について（令和7年度多賀城市一般会計予算に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。教育部長。

教育部長

11ページをお願いします。臨時代理事務報告第4号についてご説明いたします。

これは、本年1月23日付けで、令和7年度多賀城市一般会計予算について、市長より、法の規定に基づき、意見を求められたことから、左側10ページの臨

時代理書にありますとおり、1月24日付けで、異議ない旨を回答いたしましたので報告するものです。

それでは、令和7年度一般会計予算の、詳細な中身について、ご説明いたしますので、別冊の臨時代理事務報告第4号関係資料及び関係資料2令和7年度教育委員会所管一般会計予算書及び第6次多賀城市総合計画実施計画と書かれた資料をご用意いたします。

はじめに、一般会計予算書の1ページをお開きください。

ここでは、第1条についてのみご説明いたします。令和7年度予算の事業規模についての説明です。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ304億5,000万円とするものです。これは、前年度当初予算総額が、269億7,000万円であったことから、34億8,000万円増、対前年比12.9%増となっております。

次のページをお願いします。こちらは、歳入予算の内訳を示したものです。

次のページをお願いします。こちらは、歳出予算の内訳を示したもので、右側5ページの太枠で囲んだところが、教育費全体の歳出予算額を示したものです。

全体で、43億6469万8千円となっており、前年度当初予算総額が、46億5,960万6千円であったことから、2億9,490万8千円の減、対前年比4.2%の減となっております。

多賀城市総額の予算では対前年比12.9%増となっておりますが、教育委員会分では、4.2%の減となっております。

これは、南門及び築地堀やガイダンス施設整備などの特別史跡多賀城跡復元整備事業がほぼ完了したことなどが大きな要因となるものです。

それでは、教育委員会所管の歳出・歳入予算の詳細について、ご説明いたします。なお、説明に当たりましては、市議会に対する説明と同様に、計上する予算のうち、重点的取り組み事業に特化し、当該資料とそれから総合計画実施計画書を用いて、各担当課長等からご説明いたします。

なお、歳入予算の説明につきましては、歳出予算の説明の中で、補足的に説明いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきますので、ご承知ください。

それでは、同じ資料の42・43ページと、実施計画の5ページをお開きください。

学校教育監

「学校教育支援事業（小学校）」は、市内小学校に配置する特別支援教育支援

員や学習指導支援員等の会計年度任用職員報酬、職員手当等、共済費及び旅費等のほか、医療的ケア児に対応するための看護師派遣業務委託料、特別支援教育支援システム（リタリコ）の導入によるパソコン等借上料に係る経費が主なものです。

なお、理科支援員の配置に係る費用については「理科教育設備整備費等補助金」が、医療的ケアを必要とする児童に対応する看護師配置等の費用については、「教育支援体制整備事業費補助金」が措置されます。

一般会計予算書資料の50・51ページ、実施計画の6ページをお願いします。「学校教育支援事業（中学校）」は、小学校同様に、市内中学校に配置する特別支援教育支援員のほか、部活動指導員等の会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等、共済費及び旅費等のほか、特別支援教育支援システムの導入によるパソコン等借上料に係る経費が主なものです。部活動指導員の配置に係る費用については「地方スポーツ振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）」及び「文化芸術振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）」が措置されます。

なお、左下の付記事項に記載のとおり、「生徒への効果的な支援を図るため、令和7年度から特別支援教育支援員の勤務時間を「23時間以下から30時間」に延ばしております。勤務時間の延長は小学校も同様でございます。「学校教育支援事業（小学校）・（中学校）」の説明は以上です。

次長

予算書の45ページ、実施計画の10ページをお願いします。「小学校環境整備事業〔山王小学校〕」は、今年度実施している山王小学校の校舎東側の長寿命化改良工事に続き、令和7年度は西側校舎の長寿命化改良工事及び関連する機械設備工事と電気設備工事を実施するものです。財源は学校施設環境改善交付金等で賄っております。

続いて、「小学校環境整備事業〔小学校〕」は、小学校長寿命化計画策定業務委託料で416万円を計上しております。令和2年度策定の多賀城市学校施設等長寿命化計画が5年を計画するため更新が必要となるためのものです。中学校も同様です。

予算書49ページ、実施計画の11ページの「学校ICT整備事業〔小学校〕」と予算書57ページ、実施計画の12ページの「学校ICT整備事業〔中学校〕」をお願いします。

国のGIGAスクール構想に基づいて整備した児童生徒教員用パソコンの機器の整

備及び大型モニターの整備、校内のネットワークの保守点検、教職員の技術向上のためのICT支援員配置等の予算を計上しています。

文化財課長

予算書の67ページ、実施計画の13ページをお願いします。「特別史跡多賀城跡復元整備事業」は、令和元年から工事をしております多賀城南門と築地堀はほぼ完成しておりますが、一部植栽等が残っており、こちらの事業となります。ガイダンス施設の開館には影響ありません。財源は文化庁からの補助金及び基金、繰入金を予定しています。これにより南門の第1期分の工事が完了いたします。

続いて、「多賀城跡ガイダンス施設維持管理事業」は、施設を委託するものがあります。令和7年度から3か年の委託となります。

続きまして、予算書は同じページ、実施計画2は14ページの「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業」は、平成30年度に文化財保護法の改正があり、これまでの保存管理から保存活用に重点を置く方針となったことから、令和7年度に保存活用計画を策定するための予算計上となります。

次長

予算書の77ページ、実施計画の9ページをお願いします。「学校給食センター運営事業」は、学校給食に関する設備機器等の健全化を図り、適切な維持管理を実施し、安全安心な学校給食の提供を目的としています。

令和7年度は、前年度に引き続き、照明設備のLED化工事を実施します。財源は脱炭素化推進事業債を見込んでいます。

予算書の79ページをお願いします。「学校給食調理事業」は、小中学校10校の児童生徒に安全安心な栄養バランスの取れた学校給食を提供するための事業です。12節の委託料のうち、食材発注業務委託料3億9,716万8千円は、近年の物価高騰に伴い、値上がりしている食材費について、学校給食費の増額と併せて、計上しております。1食当たりの給食費が小学校78円、中学校95年の増額となりますが、児童生徒分につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使い、7,684万6千円を市から補填し、保護者負担が前年度と同額とする対策を講じます。

生涯学習課長

生涯学習課分としては、実施計画掲載事業がありませんが、金額が大きい事業

と、新規事業をご説明いたします。

各施設の指定管理料について説明します。予算書の61ページをお願いします。市立図書館指定管理料は、2億7,788万6千円になります。

予算書の63ページ、文化センター指定管理料は、1億5,414万9千円です。大代地区公民館指定管理料は2,789万5千円です。

予算書の77ページ、社会体育施設等指定管理料は、1億2,882万2千円です。令和7年度は指定管理の更新があり、文化センター及び社会体育施設等の指定管理更新があります。

続いて新規事業です。予算書の75ページ、国民スポーツ大会東北ブロック大会運営事業は、総合体育館を会場に銃剣道競技の開催について、関係団体と連携し大会運営に係る業務を行うものです。

宮城県内18市町で37競技が開催されます。東北各県持ち回りで、6年に1回、宮城県で行われるものです。

説明については、以上です。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございますでしょうか。高田委員。

高田委員

実施計画の6ページ「学校教育支援事業」の指標、事業費の推移で活動指標Eの「支援システムにより作成した個別支援計画数」とは、どういうことですか。

学校教育監

さきほどお話ししました特別支援教育支援システム「リタリコ」というソフトで、小中学校に導入しています。特別支援学級に在籍している児童生徒の個別の支援計画と指導計画をこのソフトで作成します。計画数は、小学校なら児童数、中学校は生徒数を指しております。

高田委員

はい、わかりました。

教育長

ほかにごございますか。小野委員。

小野委員

実施計画の6ページ「学校教育支援事業」の指標、事業費の推移で活動指標Dの「部活動支援員数」令和7年度計画では8名となっていますが、運動部と文化部の割合はどうなっていますか。

学校教育監

令和6年度の実績は5名で、全員が運動部となっています。令和7年度は各校運動部1名、文化部1名で全8名と考えていますが、実態としては、運動部の希望が多く、補助金は運動部7名、文化部1名で申請をしております。

小野委員

学校からの要望が変わった場合は対応できますか。

学校教育監

内訳が大きく変化することは想定していませんが、各校に照会をかけて対応しています。

小野委員

そうですか、わかりました。

高田委員

参考までに文化部の1名は、どういった部活動か想定していますか。

教育長

もしかすると、今年も文化部の希望者がいないかもしれません。

高田委員

はい、ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。高田委員。

高田委員

実施計画の14ページ「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業」には、

ガイダンス施設は含まれているのでしょうか。

ガイダンス施設が日常的に活用されることが想定していないだろうなと思います。開館後は施設の管理だけで良しとしている計画と感じてしまいます。保存活用計画を他の委員の皆さんと話し合う中で、小中学生がマイクロバスで訪問して、必ず施設や政庁跡で活動する自主的な活用が含まれる計画となってほしいと希望します。

文化財課長

高田委員がおっしゃったガイダンス施設単体ではなく、多賀城市全体を見据えた活用計画、それは地域の子どもたちのもそうですが、市内外の一般の方の利用ほかガイダンスを活用した様々な活用を計画に落とし込んでいく形になるのかなと考えます。これから整理していきたいと思います。

高田委員

施設の管理は委託されると思いますが、仕様書にはワークショップの実施も明記されていますが、質問する中でワークショップをするスペースが少ないとか話が合わない点があるので、しっかりと活用されるような計画をして話し合いが進むといいなと思います。

教育長

計画に際しては、委託の内容も含めて考えていくということによろしいですか。

高田委員

はい。

教育長

ほかにございますか。小野委員。

小野委員

説明になかった事業でもよろしいですか。

教育長

かまいません、お願いします。

小野委員

実施計画 7 ページ「部活動地域教育プロジェクト事業」について、令和 7 年度は検討協議会の開催回数は 3 回で、予算は前年度よりも少ないようですが、具体的にどのように進めていくのか教えてください。

次長

部活動地域教育プロジェクト事業につきましては、現在検討協議会を立ち上げまして、星山委員にも協議会の委員になってもらっています。今年度は 2 回会議を実施し、3 回目を 3 月に開催予定です。

過去 2 回の審議では、国及び県の方針として、休日の部活動を地域展開していくということで、協議をしております。

今のところ協議会に打診しているのは、令和 9 年の秋からは休日の部活動は地域展開していくことについて、意見をお諮りしています。令和 9 年は令和 7 年度の新中学 1 年生が 3 年生になるまでは、これまでどおりの部活動ということになります。

小野委員

結構です。ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第 2 号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議がないものと認め、臨時代理事務報告第 4 号について、承認いたします。

議案第 4 号 令和 7 年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について

教育長

次に、議案第4号「令和7年度多賀城市教育基本方針及び重点目標について」を議題といたします。

内容につきましては、部長から説明をいたします。

教育部長

それでは、13ページをお願いいたします。議案第4号「令和7年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について」御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

こちらが、来年度の「多賀城市教育基本方針」でございます。太枠の中にありますように、「教育基本法の精神に基づき、ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。あわせて、市民が「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」の実現に向け、夢と希望が輝く、誰もが成長できるまちづくりのために活動できる環境整備に努める。」と定めさせていただいております。多賀城市教育基本方針が、多賀城市第六次総合計画と連動しているものです。

これを基本方針とするものでございます。

下段の「令和7年度教育重点目標」につきましては、所管課長から順次御説明申し上げます。合わせまして、21ページ以降に議案第4号関係資料として、前年度からの変更箇所を示した資料がございますので、御参照願います。

生涯学習課長

21ページ中段の「1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」につきましては、生涯学習課担当ですので、私から説明いたします。

この部分で修正はございませんが、「(1) 学校・家庭・地域の教育連携・行動の推進」をするために、アからオまでの記載の手段を使って、実施するものです。

「(2) 青少年の健全育成」をするために、アからエまでの記載の手段を使って、実施するものです。令和6年度と令和7年度は変更がありません。

学校教育監

22ページをお願いします。「2 学校教育の充実」について、変更点をご説明いたします。

実線で囲まれた「未来に向かう学びの基本方針」の3つめ「デジタル・シティ

ズンシップの授業づくり」について、国からの通知等で示されている言葉で統一するため、「シチズン」を「シティズン」に改めます。

「(1) 未来を生きる確かな学力育成のための授業改革」の「オ 学校・地域の特色を生かした探究型の学習の位置づけ」を「オ 探究型の学習の位置づけ」に改め、「ク 地域の特色を生かした多賀城学の推進」を追加いたします。

「(4) 教育環境の保全と運営」の「ア 「地域とともにある学校」をめざす学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置」を設置済のため、「ア 「地域とともにある学校」をめざす学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の支援」に改め、「ケ 部活動の地域展開に向けた取組」を追加いたします。

生涯学習課長

「3 生涯学習の推進」を第六次総合計画に併せて推進を促進とするため「3 生涯学習の促進」に改めます。

「(1) 学びと成果発表の機会と確保」を「(1) 学びと発揮の機会の確保」に改め、「ウ 視聴覚ライブラリーの運営」は、中央公民館で16mmフィルムやVHSテープを使った視聴覚教材を使用した事業で、現在も継続中ですが、積極的に展開していくというものではないので、これを削除します。

「オ 学習の成果発表の機会となる文化センターまつり、山王地区公民館まつり、大代地区公民館まつりの開催」を「オ 学びの発揮の機会となる文化センター祭まつり、（以下略）」と改め、「カ 生涯学習活動を支援するための生涯学習活動費への補助」を、活動費の費を削除して、「カ 生涯学習活動を支援するための生涯学習活動への補助」と改めます。

ウを削除した分の、エ以降を繰り上げます。

24ページの「(3) 生涯学習施設の運営」を「(3) 生涯学習施設の保全と運営」に改めます。

「4 スポーツの振興」を「4 市民スポーツ社会の促進」に改めます。

「(1) スポーツ機会の充実」の「ウ 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会の運営支援」を新年度予算でも説明しましたが、本市で国民スポーツ大会東北ブロック大会の銃剣道競技が本市の総合体育館で行われることから、「ウ 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会、国民スポーツ大会東北ブロック大会の運営支援」に改めます。

文化財課長

「5 文化財保保存と活用」について、こちらは中心となる大きな事業の多賀

城南門復元整備がほぼ完了することから、工事の完成に向け将来的な活用を記載し、具体的には工事に関しては、「良好な景観形成を図るため植栽等の工事に引き続き取り組む。」多賀城跡ガイダンス施設では、「多賀城跡の歴史的価値や魅力の発信とともに、文化資源を活かした観光振興の促進を図る」という項目に改めます。

特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定については、昨年度は南門工事を優先させるため、実施計画から除外していた経緯がありますが、南門が復元し多くの方の活用が見込まれることから、市民を始めとする国民が親しみ、学べるだけでなく、地域の生活や営みのなかで活用される特別史跡を目指した計画となるよう取り組む旨を追加しています。

25ページをお願いします。「(1) 文化財の調査・保存の推進」に「エ 特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画の策定」、「(3) 文化財の普及啓発の推進」に「ウ 市内小学校と連携した歴史教育（多賀城学）の推進」を追加いたします。以上で説明を終了いたします。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。星山委員。

星山委員

いま説明いただいた25ページの「(3) 文化財の普及啓発の推進」の「ウ 市内小学校と連携した歴史教育（多賀城学）の推進」について、具体的な事案がありましたら、教えてください。

文化財課長

2年前から埋蔵文化財調査センターの専門職員が、市内小学校を訪問し、総合学習の一環として多賀城の歴史について、歴史の授業を行っております。

国宝となった多賀城碑、ひとつの地域ではなく、東アジアの歴史の中で重要な位置づけられる、ダイナミックな遺跡を有する多賀城を教えています。

星山委員

対象学年は決まっていますか。

文化財課長

小学6年生です。

星山委員

子どもたちだけでは、もったいないなという印象です。対象の6年生の保護者にもアナウンスして、フリーの授業参観として、保護者と児童が、一緒に学習してもらうのもいいのではないかと思います。ぜひご検討ください。

学校教育監

多賀城学につきまして、22ページ「(1) 未来を生きる確かな学力育成のための授業改革」の「ク 地域の特色を生かした多賀城学の推進」として位置づけておりますので、補足いたします。

文化財課長からの説明にもありましたが、6年生の歴史の授業で、1時間から2時間、歴史の専門家から学び、多賀城で出土した土器等を見たり、実際に触れたりしています。

1月にゆめ大会（生涯学習100年構想実践委員会主催）が行われましたが、多賀城学をきっかけに本市に興味を持ち、多賀城で働きたいという夢を発表した児童がいました。

多賀城学とは多賀城の歴史だけではなく、文化や人々に触れることで、コミュニティ・スクールのテーマでもある「多賀城を知り、多賀城を語り、多賀城に誇りに思う児童育成」の意味からも、多賀城学は歴史の学習だけではもったいないなと思いますので、多賀城にかかわる人・文化・モノに触れることすべてを多賀城学として位置づけ、新年度は全ての学校で多賀城学を位置付けた教育計画を作成するよう、各学校へ依頼しています。

星山委員

わかりました。ありがとうございます。

高田委員

多賀城学は、文化財課による歴史の出前講座を含めて、何時間費やしていますか。

学校教育監

6年生はさきほど申し上げたとおり、1時間から2時間です。多賀城学については改めて新しいことをするのではなく、これまで総合的な学習の時間等で実施していた学習であり、各学校や学年で判断して実施しているので時数が異なりま

す。市教育委員会から何時間という指定はしておりません。

教育長

併せて、5年生の古代米田植えと稲刈り、6年生の古代米のそばの種蒔きと収穫も実施ししています。学習発表会では、多賀城小学校の4年生が市民歌の合唱と多賀城碑の碑文の暗唱、城南小学校6年生が多賀城の歴史の勉強を発表しました。

第二中学校はひとり一人が課題の入ったタブレットを持って多賀城を探索する授業を行いました。来年度は各学校で行ったものをまとめてお見せすることができるかもしれません。

高田委員

ありがとうございます。

教育長

ほかにございますか。星山委員。

星山委員

多賀城学というのは、学校から行政に依頼する流れなのでしょうか。逆にこういうプログラムがあると行政から学校に投げかけて、学校が挙手するやり方なのでしょうか。

学校教育監

行政側から学校側へ、これをしてくださいということはありません。各学校が子どもたちの興味関心に基づいて考案したものを、実施してもらう流れとなっています。

教育長

埋蔵文化財調査センターは、各学校からの依頼に応じて、史遊館で小学3年生を対象に体験活動を実施することもあります。

星山委員

はい、わかりました。

教育長

ほかにございますか。小野委員。

小野委員

「5 文化財の保存と活用」の2段落目「築地塀等の復元が完成しました。」というところだけ、ですます調なので、文末をそろえた方がいいと思います。

もう一つは22ページの「(1) 未来を生きる豊かな学力育成のための授業改革」の「オ 探究型の学習の位置づけ」で前文の「学校・地域の特色を生かした」という部分を削除したのは、総合的な学習の時間だけを意識したのではなく、すべての授業の中に「探究型の学習の位置づけ」を入れ込むという意味なのですか。

学校教育監

小野委員のおっしゃる通りです。第二中学校でも校内研究でPBL (Project Based Learning) という探究型の学習をしたいとの意向があり、学校・地域という縛りをなくし、横断的に取り組むという意味で文言を表しました。

小野委員

とてもいいと思います。

「探究型の学習」とありますが、「探究的な学習」「探究型」等があるでしょうが、一般的な言葉でお願いしたいです。このままでもいいかもしれませんが、言葉の意味を調べていただくとありがたいです。

教育長

ほかにございますか。小野委員。

小野委員

内容ではありませんが、今年度重点目標を大幅に変更した部分があります。特に授業に渡る部分等ですが、現在授業について変わったところがありますか。

学校教育監

教育長や教員と埼玉県戸田市を視察し、若い教員から授業を変えていこうという機運は、どの学校でも芽が出てきていると思います。現段階では、まだ一部の教員に留まっている学校もあります。熱意ある教員を中心に、学校同士で横展開

されることが望ましく、またそういう教員がやりたいと望む授業を教育委員会が支援できるような形で進められればよいと考えています。

教育長

令和6年度は、各学校が独自に講師を招き自分たちの研修を行っています。多い学校は4回ほど実施しています。

小野委員

どんどん広がっていくと、未来に向かう学びの基本方針にある「一人一人が夢中になり、没頭できる授業づくり」ができるのかなど、楽しみにしております。

教育長

そのほか、ございますか。
(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第4号について原案のとおり決定します。

次に、議案第5号ですが、人事案件になりますので、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

【秘密会部分は非公開として、別途議事録作成】

異議がないものと認め、議案第5号について原案のとおり決定します。

それでは、ここで秘密会を閉じさせていただきます。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

事務局からありますか。次長。

次長

ご説明したい事項が数点あります。

区域外就学に係る委託解消について、という資料をご覧ください。

多賀城市内の小学校のうち、笠神地区の一部児童が塩竈市立第三小学校に通学しています。

経緯としては、塩竈市立第三小学校への区域外就学の委託は昭和22年、教育基本法の施行により6・3制の義務教育制度が開始された頃から始まっています。当時、市内の小学校は多賀城小学校と山王小学校の2校のみであり、下馬・笠神地区の児童にとって一番近い多賀城小学校までも相当距離があるとの判断から塩竈市立第三小学校への区域外就学が認められてきました。

その後、学校の建設が進み、昭和36年に多賀城東小学校、昭和45年に天真小学校が開校し、ほぼ現在の委託地区になっています。

概要、多賀城市と塩竈市との間で任意で締結している「区域外就学に関する覚書」により、多賀城市笠神1丁目14番、15番、16番、17番に居住する児童については、保護者の申し出により塩竈市立第三小学校への就学が可能になっていますが、以前より塩竈市から委託理由が消滅しているとの理由から覚書解消の意向が示されておりました。

笠神地区から多賀城東小学校までの通学距離は適正範囲内ではありますが、子どもの安全や保護者の方が抱くご不安を考慮し、当市はこれまで本協定の継続を望み複数年間で再三にわたる協議を行ってまいりましたが、結果として下記2点のこととなりました。

① 令和11年度以降の入学者には覚書が適用されません。

② 令和7年4月1日以降に指定地域（笠神）に転入した児童についても令和7年度以降覚書は適用されません。

委託理由の消滅については、多賀城東小学校までの通学距離が最も遠いお宅でも2.2kmであり、適正な通学距離とされる「おおむね4km以内」となっています。

現在、山王小学校や八幡小学校においても2 km前後の距離から通学している児童もおり、多賀城東小学校のみを特別扱いすることは難しいと考えています。

平成5年1月28日に開催した区域外就学の委託廃止に関する保護者説明会において、保護者側から県道下馬東宮線開通（現在の多賀城高校付近のトンネル）まで区域外就学の継続してほしいとのご要望があり、現在まで続いています。県道下馬東宮線は既に開通しています。

裏面をご覧ください。

現在、本市から塩竈市立第三小学校へ通学している児童は7名です。対象区域居住の未就学児の過程に令和6年5月にアンケート聴取した結果を記載しております。東小学校通学希望が2名、塩竈市立第三小学校希望が7名、分からないが5名となりました。それぞれの家庭に電話や訪問し、直接説明をいたしました。迷ってはいるが概ね了解は得られたと考えています。

こちらの件につきましては、今後市議会や現在通学している家庭にも説明をする予定です。

以上で、区域外就学についての報告を終わります。

教育長

この件について、何かございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

その他、ございますか。次長。

次長

請願書と書かれた資料をご覧ください。

市内小中学校について、市議会議長に対して、池田議員を紹介議員として、中央二丁目に居住する方から提出されたものです。

特別支援教育支援員の配置人数削減の抑制についてというものです。

要旨としては、市教育委員会では、来年度、各小中学校に配置する特別支援教育支援員（会計年度任用職員）の勤務条件を変更し、人数を削減する方向で現在任用調整を行っている。本市の特別支援教育の授業支援の量と質を維持し、かつ従事している支援員の雇用維持のためにワークシェアリングを活用した雇用実施により支援員の削減を抑制するよう請願する。という内容です。

請願書の市議会での取り扱いは、文教厚生常任委員会というところで継続審議となっております。

全てお話しすると長くなるので、概要をご説明します。現在市内小中学校には特別支援教育支援員が週23時間勤務で、56名任用しております。

来年度は週30時間勤務で、46人任用とする方針を決定し、各学校長を通じ説明したところ、今従事している請願者から「年齢や家庭の事情で週30時間は勤務できない、現状23時間以下の勤務を希望する」旨の申し出がありました。

教育委員会で週30時間とした理由は、特別支援教室の児童生徒に関しては、支援方針等々をしっかりと共有した上で支援にあたること、と文部科学省から通知がきており、それを元に令和3年度以降数度にわたり各学校へ通知をしておりました。

毎年実施している支援員の研修会でのアンケートでは週23時間以下の勤務では、支援方針が共有する時間がとれていないとの結果が多数となりました。

教育委員会でも国の方針のもと、しっかりと支援方針を共有の上、児童生徒の支援にあたってほしいと考えています。そのことから週23時間以下から、週30時間へと変更となりました。

この方にも丁寧に説明をしたつもりではございましたが、この方は短時間勤務を継続したいとの思いが強く、市議会議員を紹介議員として議会に対し請願書を提出したという背景がございます。

以上で報告を終了いたします。

教育長

いま次長が申した、支援員が職務を果たすためにお願いしたいことがバックボーンにあるのですが、この請願書にはそれが一切述べられていません。

私が教育長に就任した当初、支援員を含めて発達の勉強会をしていました。支援の目的、支援計画は個人情報だから、支援員には情報を知らせてはいけないとされ、情報を知らないまま、支援に携わっていたことを知りました。文部科学省からの指針からもあり得ない対応でした。

打ち合せの時間を確保するよう、ケース会議に参画させるように令和3年度から学校へ通知し、支援員の研修会でアンケートを取り、どのくらい共有できているか確認しましたが、「無理です」「時間が足りない」との意見が多く見受けられましたために、勤務時間数を増やしましたが、ほんとは従事者数が多ければいいのですが、予算の関係で人数は限られます。

相手には伝わらずに、請願書が提出されて残念ではありますが、今後も丁寧に説明していこうと思います。

今後は、こういうことが議会で話し合われます。

教育長

その他、ございますか。生涯学習課長。

生涯学習課長

スポーツウェルネス施設整備事業と書かれた資料をお願いします。

こちらは、東北学院大工学部の跡地に総合体育館と市民プールを合築するという事業です。

これは、企画経営部の方で実施していく事業になりますが、社会体育施設が対象となりますので開始の背景や全体計画について説明させていただきます。

まずは、事業の開始背景ですが、公共施設等の老朽化への対応と、更新・統廃合などを計画的に行うため、令和5年度末に改訂した公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化が著しい総合体育館、市民プール、小中学校プールについて、規模を縮小しつつも機能充実を図る「縮充」の観点を踏まえ、合築移転を検討し整備するものです。

意図としては、総合体育館及び市民プールの合築移転に関する関係業務が円滑に行われ、市内中央地区にスポーツウェルネス施設が整備されることにより、利用者のウェルビーイング（Well-being）が実現することができることとしています。

全体計画については、令和7年度は、先進地視察、基本構想・基本計画策定、基本設計を予定しています。令和8年度は、用地を購入し、実施設計、建設工事着手し、令和10年度に建設工事完了を予定しています。

説明は、以上となります。

教育長

ご質問はございますか。星山委員。

星山委員

令和7年度に先進地視察を予定されていますが、現段階でどういうところを視察するのでしょうか。

生涯学習課長

担当の企画課で計画しているのは、ローコストで建設した体育館が対象となっていると伺っています。

星山委員

具体的な場所や施設は決まっていないのですか。

生涯学習課長

本日の議会で、視察場所が説明されましたが、資料を持ちあわせておりません。

教育部長

1か所は福岡県にあります施設です。もう一つは大阪府の堺市の施設とかが候補に挙がっているようですが、具体的な決定は今後となるようです。

活動指標に「施設整備に係る・調査研究実施回数」が12回とありますが、これは12か所を視察するのではなく、オンライン会議等も含んだものとなっております。

星山委員

ありがとうございます。

教育長

他にございますか。大井委員。

大井委員

総合体育館及び市民プール等が移転となったその跡地をどうするか、との計画はあるのでしょうか。

教育部長

最終的に新しい場所へ移転したあかつきには、時期は不明ですが、当然解体することとなり、更地として売却するのではないのでしょうか。

新しい移転先の用地取得も相当費用が掛かると思われます。総合体育館及び市民プールが稼働中は売却できませんが、そのあたりも検証しなくてはなりません。45号線の消防署跡地だったり、隣接する多賀城中学校には広大な校庭があり、学校プールもありますので、児童生徒数が減る中で、そのあたりをどうするか総合的な判断をしていかなければならないと考えます。

教育長

まだ具体的では、ないということです。

大井委員

わかりました。

企画と健康福祉の担当へ相談をお願いしたのが、スポーツに力を入れても厚生労働省によると多賀城市はメタボ率が高い。県内でもワーストに入っています。宮城県もワーストです。歩け歩け大会のようなものを企画したり、歩く習慣を身に付ける事業を展開していけるように、関係各課で考えてほしいです。

教育長

ご意見ありがとうございます。

最後は文化財課からです。文化財課長。

文化財課長

多賀城跡ガイダンス施設についてです。先ほどの新年度事業でご説明しました。また、この教育委員会定例会でも何度かお話しさせていただいています。

まもなくオープンとなりますので、現状をご報告いたします。

建物は完成し、あとは映写のコンテンツ制作となっております。こちらは歴史文化発信の施設だけではなく、観光人口の促進を併せて、地域の活性化を図る施設です。委託事業者の選定にあたっておりますが、手がけている業者が限られ、多賀城市観光協会のみとなりますので、こちらと随意契約を念頭に協議を進めています。契約期間は3年間の予定です。観光協会は50年の実績、観光ガイドボランティアを擁し、史跡の案内にも優れている点がありますので、こちらと連携を図りながら進めたいと考えています。

説明は以上です。

教育長

ご意見ございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これもちまして、令和7年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後7時40分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和7年3月19日

多賀城市教育委員会

教育長

委員

委員